

議案第64号

三田市生活排水処理施設条例及び三田市下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

三田市生活排水処理施設条例及び三田市下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年8月27日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市生活排水処理施設条例及び三田市下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例

(三田市生活排水処理施設条例の一部改正)

第1条 三田市生活排水処理施設条例(平成8年三田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 藍浄化センターの項を削る。

(三田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 三田市下水道事業の設置等に関する条例(平成24年三田市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「3,005.9ヘクタール」を「3,011.0ヘクタール」に改め、同条第4項中「125,600人」を「114,440人」に改める。

付 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。